

# 12月定例議会の概要

## 12月定例議会を11月25日から12月20日までの26日間の期間で開催し 鈴鹿市一般会計補正予算案など9議案を可決しました

12月定例議会初日の11月25日には、市長から「令和元年度鈴鹿市一般会計補正予算（第4号）」など6件の議案が提出され、提案説明が行われました。

12月3日には、提出議案に対する質疑を行い、3日・4日・5日・6日・9日の5日間では、23名の議員が一般質問を行いました。

9日には、議案6件を委員会に付託した後、「令和2年度自動車関係諸税の簡素化、負担軽減を求める請願書」を委員会に付託しました。9日・11日・12日・17日には、各委員会で付託議案の審査などを行いました。

最終日の12月20日には、付託議案について各委員長から審査結果の報告があり、その後、2名の議員が討論を行い、採決の結果、議案6件はいずれも可決しました。付託請願については総務委員長から審査結果の報告があり、採決の結果、採択しました。また、委員会発議案として意見書案が提出され、提案説明の後、可決しました。市長からは「鈴鹿市公平委員会委員の選任同意について」など2件の議案が追加提出され、提案説明の後、いずれも同意することに決定しました。その後、2月18日までを休会とすることを決定し、散会しました。



## 各委員会での主な議案審査状況

### 総務委員会

#### 議案第94号 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 嘱託職員・臨時職員が4月から会計年度任用職員に

**（概要）** 地方公務員法および地方自治法の改正により、特別職の任用および臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用などに関する制度の明確化が図られることに伴い、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関し必要な事項を定める条例を制定しようとするもの。

**質疑** フルタイム会計年度任用職員（現在の嘱託職員）の期末手当の支給率について、半年ごとに「100分の130以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と規定しているが、正規職員と同様に、半年ごとに100分の130月分を支給することは考えていないのか。

**答弁** フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、令和2年度は、半年ごとに100分の100月分を支給を予定している。正規職員の期末手当と同様の半年ごとに100分の130月分を支給することについては、財政状況を考慮し、検討していきたい。